

公立大学法人横浜市立大学教員の海外及び長期国内出張規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 123 号
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 32 号

(適用範囲)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学教員が、教育・研修、学術の研究のため、海外又は長期国内出張をする場合は、別に定める場合を除き、この規程を適用するものとする。

2 前項における長期とは、1ヶ月以上の期間をいう。

3 第 1 項における教員とは、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第 3 条 2 項で定める教員（以下「教員」という。）とする。

(種類)

第 2 条 この規程に基づく出張とは、別表 1 に定める区分のとおりとする。

(対象)

第 3 条 出張者は、教員を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学、研究所等に 1ヶ月以上の期間、教育・研修・研究等のため出張する者については、出張日を基準日として在職 3 年以上の教員を対象とする。

(出張期間)

第 4 条 出張の期間は、1 年以内とする。

(休職)

第 5 条 出張者が、教育・研修、研究等の必要上、前条の出張期間（1 年）を越えて出張を継続する必要があるときは、越える期間を公立大学法人横浜市立大学就業規則第 19 条第 1 号第 3 項及び第 20 条第 1 項により休職とする。ただし、休職の期間は、1 年以内とする。

(旅費)

第 6 条 本学が旅費（交通費、滞在費等）の負担を認めた場合には、予算の範囲内において、出張者にその一部又は全部を支給する。

2 前項の旅費について、次に該当する場合は、旅費の一部又は全部を支給しない。

(1) 旅費の一部又は全部を、政府・大学・公的研究機関・その他学術振興を目的とする財団等からの補助を受け、出張することを承認された場合

(2) 旅費の一部又は全部を、本学の複数の事業から支給され、出張することを承認された場合

(出張手続)

第 7 条 第 2 条による出張者は、あらかじめ計画をたて、以下に定める手続を経て、学長の許可を受けるものとする。

(1) 別表 1 の出張区分 A, B により出張する場合は、所定の書類を研究推進委員会へ提出し、その審査で採択されること

(2) 前号以外の出張者については、所定の書類を所属の部局長へ提出し、承認を受けること
(復命)

第8条 出張者は、帰着後1ヶ月以内に出張中の成果等を復命し、本学の教育・研修、研究効果の向上並びに周知に努めなければならない。

(旅費の戻入)

第9条 出張者のうち、その旅費の一部又は全部を本学から支給された者が、出張期間中又は帰着後2年以内に、自己都合により退職した場合は、本学が負担した旅費を戻入するものとする。

(例外措置)

第10条 この規程によりがたい出張の取扱については、事情に応じて学長が個々に決定するものとする。

(実施細目)

第11条 この規程の実施にあたり必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(公立大学法人横浜市立大学教員の海外出張規程の廃止)

2 公立大学法人横浜市立大学教員の海外出張規程（公立大学法人横浜市立大学規程第95号）は、平成20年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第32号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

公立大学法人横浜市立大学教員の出張区分

区分	目的等	旅費負担	選考又は出張手続の方法
A	学会	一部本学負担	研究推進委員会において審査を行い、採択されたものについて学長の許可を受ける。
B	研究調査		
C		科学研究費補助金 奨学寄附金 受託研究費 共同研究費 内部研究費	
D	その他 学会・調査研究・ 研究留学等	招聘の相手方、公・準公的機関等からの補助金	学術研究を行うことが妥当か、研究テーマ、計画、成果等から各部局長が出張の承認後、学長の許可を受ける。
E		自費等	
—	業務出張	本学負担	国際化推進事業、学長の特命事項等により、本学を代表する形で派遣される者は出張を承認する。

注 1 区分 A、B の旅費を一部本学負担（負担額については別表 2 のとおり）とするものであっても、学会主催者等招聘の相手方、他の公的・準公的機関等からの旅費の補助がある場合は、別表 2 にある負担額よりその額を差し引いた額を本学が補填する。

また、本学の複数の事業において旅費の支給が認められている場合は、そのうちの一の事業からの額を支給する。

注 2 区分 C、D、E に該当するものは、本学は旅費の負担をしない。

注 3 業務出張の「国際化推進事業」とは、グローバル推進室で扱われているものを指す。

別表 2

別表 1 区分 A、B の一部本学負担額

対象地域	一部負担金限度額
ヨーロッパ及び中南米、アフリカ地域	225,000
北米東海岸及び中南部	180,000
北米西海岸	135,000
オセアニア	150,000
アジア（台湾・韓国を除く）	120,000
台湾・韓国	60,000